

業務用パック契約

(選択約款)

2022年5月1日実施

釧路ガス株式会社

目 次

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 目 的 | 1 |
| 2. 選択約款の変更 | 1 |
| 3. 用語の定義 | 1 |
| 4. 適用条件 | 1 |
| 5. 契約の締結 | 2 |
| 6. 使用量の算定 | 3 |
| 7. 料 金 | 3 |
| 8. 単位料金の調整 | 3 |
| 9. 需給契約の補償料 | 4 |
| 10. その他 | 5 |
| | |
| 付 則 | 5 |
| | |
| (別 表) | |
| 1. 適用区分 | 5 |
| 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法 | 5 |
| 3. 料金表 1 (業務用パック契約 1 種) | 6 |
| 4. 料金表 2 (業務用パック契約 2 種) | 6 |

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「空調用機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、空調用に供される機器をいいます。冷暖房用機器、融雪用機器等が該当するものとします。
- (2) 「給湯用機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、給湯用に供される機器をいいます。温水ボイラ、蒸気ボイラ、ガス湯沸器等が該当するものとします。
- (3) 「厨房用機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、厨房用に供される機器をいいます。調理機器等が該当するものとします。
- (4) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から、終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (5) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。(小数点以下切捨て)
- (7) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引き取らなければならない量をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (10) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが次のすべての条件を満たした場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 空調用機器を使用すること。
- (2) 給湯用機器あるいは厨房用機器を使用すること。
- (3) 契約月平均使用量が、5111立方メートル以上8519立方メートル以下であること。
- (4) 契約年間引取量未達補償制度を承諾すること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ適用する料金その他の供給条件を定めた業務用パック契約1種、業務用パック契約2種のいずれかを契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、またその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社とお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約月別使用量
- ② 契約年間使用量
- ③ 契約月平均使用量
- ④ 契約年間引取量

尚、契約年間引取量は以下のとおりといたします。

| | | |
|------------|---------|--------------|
| 業務用パック契約Ⅰ種 | 契約年間引取量 | 81,700立方メートル |
| 業務用パック契約Ⅱ種 | 契約年間引取量 | 61,300立方メートル |

(45.0 MJジュール換算)

- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約（最終保障供給約款への移行を含みます。）又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款に基づく申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、この選択約款の契約満了前にこの選択約款に定める他の契約種別（ガス小売供給約款及び最終保障供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行なった場合には、当該月の検針日及び解約を行なった日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増しした料金（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、業務用パック契約1種には別表の料金表1（料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合には、その調整単位料金を用います。料金表2においても同じ。）を、業務用パック契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款に基づく契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）に基づく1ヶ月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備 考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

53,260円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2の(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9334 \\ & + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0732 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、契約年間引取量未達補償料（消費税等相当額を含みます。）とし、当社は、当該補償料を原則として、未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。また、補償料計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

なお、補償料に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下切捨て）。補償料に含まれる消費税等相当額＝補償料×消費税率÷（1＋消費税率）

(1) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{契約} \\ \text{年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める月別契約量に各月の} \\ \text{基本料金と単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を契約年間} \\ \text{引取量で除し少数点以下第} \\ \text{3位を四捨五入した額} \end{array} \right]$$

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2022年5月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表1 年間使用量が81,700立方メートルを超え102,200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表2 年間使用量が61,300立方メートルから81,700立方メートルまでの場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定

にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

3. 料金表1（業務用パック契約1種）（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

| | |
|------------------|------------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 11,000.00円 |
|------------------|------------|

(2) 基準単位料金

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 94.05円 |
|------------|--------|

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表2（業務用パック契約2種）（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 5,500.00円 |
|------------------|-----------|

(2) 基準単位料金

| | |
|-------------|--------|
| 1 立方メートルにつき | 99.26円 |
|-------------|--------|

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。